

●香川県告示第444号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年11月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第7号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年10月21日
- 3 指 定 道 路 の 位 置 丸亀市郡家町字八幡上2226番1
- 4 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 4.38メートル
延 長 32.55メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。